

共同研究規程

(趣旨)

第1条 本規程は医療法人医誠会(以下「当法人」という)において、当法人以外の機関等(以下「外部機関等」という。)から、研究者、研究経費等を当法人の施設で受け入れて、共通の課題につき共同又は分担して行う研究(以下「共同研究」という。)に関する取扱いについて定める。

(定義)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、以下に定めるところによる。

- (1) 本規程において、「共同研究機関」とは、当法人と共に課題につき共同又は分担して研究を行う機関をいう。
- (2) 本規程において「研究代表者」とは、共同研究を行う研究担当者を代表し、研究計画の取りまとめを行うとともに、当法人内において、研究の管理及び推進に対して責任を有する者をいう。
- (3) 本規程において「研究担当者」とは、共同研究を担当する者をいう。
- (4) 本規程において「共同研究員」とは、研究担当者のうち、当法人の職員等以外の者であって、外部機関等に在籍したまま共同研究のために当法人に派遣されるものをいう。
- (5) 本規程において「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、意匠権、外国におけるこれらの権利に対応する権利をいう。
- (6) 「発明」とは、特許権の対象となる育成、回路配置利用権の対象となる回路配置及びノウハウを利用する権利の対象となるものについての案出を総称している。

(実施基準)

第3条 当法人が行う共同研究は、次の各号を満たさなければならない。

- (1) 当法人の実施施設において、実施可能な業務に該当すること。
- (2) 当法人において、当該共同研究を実施することが合理的かつ効果的と認められること。
- (3) 共同研究を実施することにより、当法人の業務に重大な支障を及ぼすおそれがないこと。
- (4) 共同研究の内容が公正かつ適正であると認められること。

(申込み及び決定)

第4条 共同研究を申請しようとする外部機関等は、本規程に基づき、当法人の医誠会国際総合病院臨床研究センター（以下、「臨床研究センター」といいます。）に対して、所定の共同研究申込書を提出して、申し込みを行う。

- 2 臨床研究センターは、前項の申し込みを受けた場合、外部機関等と協議を行い、共同研究の内容に応じて研究責任者及び研究担当者の選定した上で、臨床研究センター審議会に対して審議を依頼するものとする。
- 3 臨床研究センター審議会は、前条の実施基準に鑑みて、当該共同研究の受入れが相当であると判断したときは、その意見を付した上で、理事長、施設の長及び臨床研究センター長及び必要な部署に対して報告を行い、臨床研究センター長が共同研究の実施の可否を決定する。
- 4 共同研究の実施が決定された場合、当法人と共同研究機関は、速やかに外部機関等と共同研究に関する協議を行い、契約書を取り交わすものとする。

(受入れ内容に関する変更)

第5条 共同研究における研究代表者は、次の各号に掲げる事項が認められるときは、速やかに共同研究機関と協議を行った上で、所定の共同研究変更書を作成し、臨床研究センター長へ報告を行う。

- (1) 共同研究の中止又は期間の変更
 - (2) 共同研究費の変更
 - (3) 共同研究内容の重要な変更
- 2 臨床研究センター長は、前項の報告を受けたときは、理事長、施設の長及び必要な部署に対して報告を行い、臨床研究センター長が変更の可否を決定する。なお、臨床研究センター長は、変更の可否を決定するにあたり、必要に応じて臨床研究センター審議会に諮詢することができる。

(理事長及び施設の長の権限)

第6条 理事長又は施設の長は、当法人の業務に支障がみられると判断したときは、臨床研究センター長と協議を行い、共同研究に関して、中止及び条件を付する等の指示及び決定を行うことができる。

(共同研究に要する費用)

第7条 当法人及び共同研究機関は、共同研究の分担の割合に応じて、共同研究に関する費用をそれぞれ負担するものとする。

- 2 共同研究に要する費用（以下、「研究経費」という）は、共同研究の遂行のために必要となる謝金、旅費、消耗品費、光熱水料、研究支援者等人件費、設備購入費等の直接的な経費（以下「直接経費」という。）と、当該共同研究遂行に関連し直接経費以

外に必要となる経費（一般管理費に該当するものを含む。以下「間接経費等」という。）とする。

- 3 間接経費等の額は、直接経費の30%に相当する額を基準とする。
- 4 当法人は、共同研究機関との間の共同研究の内容及び共同研究費の負担について、契約書により詳細を定めるものとする。

(共同研究員)

第8条 当法人は、共同研究を行うために必要があるときは、共同研究機関から共同研究員を受け入れることができる。また、当法人は、必要に応じて研究担当者を共同研究機関に派遣できるものとする。

- 2 当法人は、共同研究契約書に基づき、その所有する施設・設備を共同研究のために供することができる。
- 3 共同研究機関は、共同研究員が当法人の施設・設備を用いる場合は、当法人に対して研究料を支払わなければならない。
- 4 前項の研究料は、共同研究員1人当たりの月額を当法人において別途定めるものとし、共同研究機関は、共同研究期間の研究料合計額を所定の期日までに支払わなければならない。
- 5 共同研究員の知的財産権の取扱いについては、第14条ないし第16条の定めるところによる。

(研究経費の納入)

第9条 共同研究機関は、共同研究機関が負担する研究経費がある場合、当法人が発行する請求書に定める納入期限までに、当法人が指定する銀行口座に共同研究に要する費用を振り込むものとする。

- 2 当法人が指定する銀行口座への入金等に係る手数料については、共同研究機関の負担とする。
- 3 当法人は、共同研究機関が共同研究に要する費用を第1項の請求書に定める納入期限までに当法人の指定する銀行口座に振り込まない場合、当法人は、共同研究の中止を決定することができる。また、その場合、共同研究を実施するために当法人に生じた費用及び負担の一切につき、共同研究機関に対して請求することができる。

(本規程等の遵守)

第10条 共同研究に係る研究担当者、研究責任者、共同研究員、その他共同研究の実施に携わる者は、当法人の本規程及び関係規程等を遵守しなければならない。

(設備等の取扱い等)

第11条 研究経費により、新たに当法人が取得した設備等の所有権は、別に定めのない限り当法人に帰属するものとする。

- 2 当法人は、共同研究の遂行上必要な場合、共同研究機関所有の設備等を無償で受け入れて、使用することができる。その場合、当法人は、自己の財産と同一の注意義務果たして管理するものとし、また、受入れに要する費用及び返還に要する費用については、共同研究機関が負担するものとする。

(研究の終了又は中止等に伴う研究経費等の取扱い)

第12条 共同研究が終了し、又は中止したときは、共同研究機関から受領し、利用されなかった研究経費について、その全部又は一部を共同研究機関に返還することができる。なお、当法人は、返還する研究経費から、共同研究機関が支払うべき費用について控除できるものとする。

- 2 当法人は、前条2項により設備等を無償で借り入れていたときは、共同研究の終了等に伴い、速やかに返却を行うものとする。

(共同研究成果に関する報告)

第13条 研究代表者は、研究成果の如何にかかわらず、共同研究における研究成果について、報告書としてまとめ、共同研究終了時に臨床研究センター長へ報告しなければならない。

- 2 研究担当者は、共同研究の各成果について研究代表者に対して、定期的に報告を行わなければならない。
- 3 研究代表者は、当該共同研究が終了したときは、共同研究機関に対してその研究成果を報告しなければならない。

(知的財産権の取り扱い)

第14条 共同研究における知的財産権に関する取り扱いについては、個別の契約において定めるものとする。

(著作権の取扱い)

第15条 当法人又は共同研究機関の研究担当者が単独で創作した著作物（職務著作に該当するものを除く。）を当法人が承継するときは、当該創作者に著作者人格権を行使しない旨を承諾させるものとする。

- 2 当法人の研究担当者及び共同研究機関の研究担当者が共同で創作した職務著作に該当する著作物は、特別の定めがない限り、当該著作物の創作に対する貢献度に応じて当法人及び共同研究機関の持分を協議の上定め、共有するものとする。

(個人情報の取扱い)

第16条 共同研究に携わる者は、共同研究において開示された個人情報について、善良なる管理者の注意義務をもって取り扱うものとする。

(秘密の保持)

第17条 当法人及び共同研究機関は、共同研究契約に基づき入手する自己以外の共同研究当事者の業務上・技術上の秘密情報及び共同研究による研究成果を、開示者の書面による了解を得ることなく、第三者に開示し、又は漏洩してはならないものとする。ただし、次のいずれかに該当するものについては、この限りではない。

- (1) 当法人及び共同研究機関が当該情報を開示したときに、既に公知又は公用となっていたもの。
- (2) 当法人及び共同研究機関が当該情報を開示したときに、相手方当事者が既に公知又は公用となっていたことを文書で証明できるもの。
- (3) 当法人及び共同研究機関が当該情報を開示した後に、相手方当事者の責によらずして公知又は公用となったもの。
- (4) 当法人及び共同研究機関が当該情報を開示した後に、相手方当事者が第三者から正当に得たもの。
- (5) 当法人及び共同研究機関が当該情報を開示した後に、相手方当事者が当該秘密情報とは無関係に独自に開発したもの。

2 研究代表者は、当法人又は共同研究機関と雇用関係のない者を共同研究に参加させる場合、当該者に対し、本規程及び共同研究契約の内容を遵守するよう必要な教育及び指導を行うものとする。

(研究成果の公表)

第18条 当法人は、共同研究による研究成果を必要に応じて公表できるものとし、その公表の時期及び方法については、前条に規定する秘密保持の義務を遵守するとともに、知的財産の管理活用の妨げにならない範囲において、当法人が、共同研究機関と協議の上定めるものとする。

(適用関係)

第19条 本規程は、第三者に公開するとともに、共同研究機関に対して周知するものとし、本規程と異なる取り決めをする場合には、個別の特約条項として個別の契約書に明記するものとする。契約書に明記されていない場合は、本規程に基づき判断されるものとする。

(管理)

第20条 本規程は、臨床研究センターが管理を行うものとする。改廃については、常務理事会にて行うものとする。

(解釈)

第21条 本規程において、本規程の解釈に疑義ある場合、又は本規程の適用関係について疑義がある場合については、臨床研究センター審議会に付し、臨床研究センター長により決するものとする。

附則

本規程は、2025年10月1日から施行する。